

## 申 請 者 の 誓 約 書

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名（国籍（国又は地域））	
---------------------	--

### 記

**【誓約事項】**

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型技能実習の場合）、取次送出機関（団体監理型技能実習の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません（第1号企業単独型技能実習の場合）。また、入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません（第1号団体監理型技能実習の場合）。
- 5 技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあっては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 6 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 7 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます（企業単独型技能実習の場合）。
- 8 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません（団体監理型技能実習の場合）。
- 10 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 11 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとします（団体監理型技能実習の場合）。
- 12 除染等業務及び東京電力福島第一原子力発電所敷地内における業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 13 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構（企業単独型技能実習の場合）又は監理団体（団体監理型技能実習の場合）に報告します。
- 14 申請書類一式について、記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

